

I P 通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス）【現改比較表】 2024年1月1日現在

～2024年1月31日

2024年2月1日～

[\(令和5年12月15日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(シェアード I P - P B X サービス)

目次 (略)

第1条～第88条 (略)

別記 (略)

料金表

通則～第1表 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (付帯サービスの工事費を除きます。))

1 (略)

2 工事費の額

2-1～2-3 (略)

2-4 第6種シェアード I P - P B X サービスに関するもの

第6種シェアード I P - P B X サービスの提供の開始、第6種シェアード I P - P B X サービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	カテゴリ-1～ カテゴリ-1 (タイプ2に限ります。)のもの	(略)	(略)
		カテゴリ-7のもの (光アクセス回線の転用の場合を除きます。)	1の契約ごとに	<u>21,000円</u> (<u>23,100円</u>)

[\(令和6年2月1日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(シェアード I P - P B X サービス)

目次 (略)

第1条～第88条 (略)

別記 (略)

料金表

通則～第1表 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (付帯サービスの工事費を除きます。))

1 (略)

2 工事費の額

2-1～2-3 (略)

2-4 第6種シェアード I P - P B X サービスに関するもの

第6種シェアード I P - P B X サービスの提供の開始、第6種シェアード I P - P B X サービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	カテゴリ-1～ カテゴリ-1 (タイプ2に限ります。)のもの	(略)	(略)
		カテゴリ-7のもの (光アクセス回線の転用の場合を除きます。)	1の契約ごとに	<u>23,000円</u> (<u>25,300円</u>)

		カテゴリ7のもの (光アクセス回線の転用の場合に限ります。)～上記以外のもの	(略)	(略)
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	カテゴリ1 (タイプ2を除きます。)、カテゴリ2、カテゴリ3 (タイプ5を除きます。) 又はカテゴリ4のもの～カテゴリ1 (タイプ2に限ります。) のもの	(略)	(略)
		カテゴリ7のもの	1の契約ごとに	21,000円 (23,100円)
		カテゴリ8のもの～上記以外のもの	(略)	(略)
イ 上記以外の工事費	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表～料金表別表2 (略)

		カテゴリ7のもの (光アクセス回線の転用の場合に限ります。)～上記以外のもの	(略)	(略)
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	カテゴリ1 (タイプ2を除きます。)、カテゴリ2、カテゴリ3 (タイプ5を除きます。) 又はカテゴリ4のもの～カテゴリ1 (タイプ2に限ります。) のもの	(略)	(略)
		カテゴリ7のもの	1の契約ごとに	23,000円 (25,300円)
		カテゴリ8のもの～上記以外のもの	(略)	(略)
イ 上記以外の工事費	(略)	(略)	(略)	(略)

▲IP 通信網サービス契約約款 共通編

附則 (令和5年12月21日CAS1サ第000400002818-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約若しくはNTT Com ひかり電話契約申込み又は契約内容等の変更に係る請求を、令和6年1月31日までに当社が承諾した工事については、この改正規定実施前の工事費の額を適用します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。